

犬山市土砂災害特別警戒区域改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する犬山市土砂災害特別警戒区域改修補助金（以下「補助金」という。）について、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号国土交通事務次官通知）、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け28住計第620号）及び犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「土砂災害対策改修」とは、既存の住宅等を建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合させるために実施する外壁の改修、塀の設置等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 第8条第1項の申請の日において現に住宅等に居住する者
- (2) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税の未納がない者
- (3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関

係を有する者でない者

(補助対象住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる住宅等(以下「補助対象住宅等」という。)は、市内の特別警戒区域に所在する住宅等(当該区域の内外にまたがるものを含む。)で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に著しく違反していないもの
- (2) 建築した日において住宅等の敷地が特別警戒区域に指定されていないもので、構造が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しないもの
- (3) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者が所有するもの
- (4) 住宅等又はその敷地が、犬山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱(平成31年要綱第41号)に基づく補助金の申請を行っていないもの
- (5) 過去に補助金の交付対象となり、補助金の交付を受けたことがないもの

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であって、建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する1級建築士及び同条第3項に規定する2級建築士をいう。)が構造設計を行い、かつ、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを当該建築士が証するものとする。ただし、国又は他の地方公共団体の補助金等の交付を受けたものを除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する工事費の額(その額が3,360千円を超えるときは、3,360千円)に23%を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り

捨てた額)とする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、補助事業に係る契約の締結及び次条第1項の申請の前に、事前相談書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助事業に着手する日又は補助事業を実施する年度の12月の末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(様式第2)に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、自己の所有でない補助対象住宅等について補助事業を実施しようとするときは、あらかじめ当該補助対象住宅等の所有者から補助事業の実施について同意を得なければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(着手の届出)

第10条 前条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業に着手した日から起算して10日を経過する日までに着手届(様式第4)に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前条の通知を受けた日又は補助事業の着手予定日のいずれか遅い日から起算して20日を経過する日(以下「期限日」という。)までに補助事業に着手できなかつたときは、直ちに遅延報告書(様式第5)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(地位の承継)

第 1 1 条 交付決定者が死亡した場合又は破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人（以下「承継人」という。）が第 9 条の交付決定の内容で補助事業を実施するときは、承継しようとする日から起算して 30 日を経過する日又は期限日の前日のいずれか早い日までに、承継届（様式第 6）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、承継人は第 3 条第 2 号及び第 3 号の要件を満たすものでなければならない。

2 交付決定者は、前項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更の申請等）

第 1 2 条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の交付決定額に変更が生じるときは補助事業変更承認申請書（様式第 7）に、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更届（様式第 8）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び変更届は、補助事業の内容の変更に着手する日の前日までに市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（変更の承認）

第 1 3 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更承認通知書（様式第 9）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をする場合において必要があるときは、当該通知に条件を付することができる。

（補助事業の廃止及び中止）

第 1 4 条 交付決定者は、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、期限日までに廃止（中止）届（様式第 10）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第15条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は第9条の通知を受けた日の属する年度の2月の第3金曜日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第11）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、完了予定日から起算して20日を経過する日までに補助事業を完了できない場合は、当該期日までに遅延報告書（様式第5）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（額の確定）

第16条 市長は、前条の報告書があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現場を検査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第12）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第17条 前条の通知を受けた者（以下「確定通知者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又はその日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに補助金支払請求書（様式第13）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、確定通知者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第18条 市長は、交付決定者又は確定通知者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められる

とき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(指導等)

第19条 市長は、申請者及び交付決定者に対し、補助事業を適切に実施させるために必要な指示及び調整をし、並びに報告を求めることができる。

(書類の保管)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。